

議案第 1 1 号

狭山市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

狭山市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和 2 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の見出しを「（趣旨）」に改め、同条中「規定することを目的」を「必要な事項を定めるもの」に改める。

第 2 条中「、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において」を削り、「に署名して」を「を任命権者に提出して」に改める。

第 3 条の見出しを「（委任）」に改め、同条中「を除くほか」を「のほか」に、「定めることができる」を「別に定める」に改める。

別記様式中「私はここに」を「私は、ここに、」に、「尊重し且つ」を「尊重し、かつ、」に、「地方自治」を「、地方自治」に、「民主的且つ」を「民主的かつ」に、「全体」を「、全体」に、「誠実且つ」を「誠実かつ」に改め、「印」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 4 年 2 月 2 2 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

新たに一般職の職員となった者のサービスの宣誓の際の署名及び押印を不要とするとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。